

依存症の理解を深めるための普及啓発アウェアネスシンボル

コンセプトムービー使用規程

令和5年6月1日

依存症の理解を深めるための普及啓発事業 事務局

(株式会社時事通信社内)

(本使用規定の趣旨)

第1条 この規程は、依存症の理解を深めるための普及啓発アウェアネスシンボル コンセプトムービー（以下、「本動画」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。動画の使用を希望する際には、下記規定を確認の上、「動画使用申請書」にて、使用を申し込むこと。

(本動画の趣旨)

第2条 依存症の理解を深めるための普及啓発アウェアネスシンボルならびに本動画は、依存症に対する理解を深め、依存症の治療・回復への応援の意思を表明するものであり、社会全体で依存症に関する偏見・差別を解消し、依存症者やその家族が円滑に適切な治療や支援に繋がることのできる環境づくりを推進することを目的とする。

(使用制限)

第3条 本動画は、どのような団体や個人においても、本アウェアネスシンボルの趣旨に基づいた場合に、自由に使用することができる。

ただし、次に抱える場合には、本動画を使用することができない。

- 一 目的以外の用途に供すること
- 二 以下、デザインや動画の変更・加工・編集
 - ・色
 - ・形
 - ・大きさの比率
 - ・書体
 - ・他の要素との組み合わせによる使用
- 三 営利を主たる目的とした場合
- 四 動画を複製して、販売、頒布、賃貸、貸与、再配布すること。また、使用する個

人または法人以外に賃貸、貸与すること。(Web サイト、SNS、クラウドサービス等に掲載し、ダウンロードさせることも含む)

五 動画を単独もしくはそれに近い形で製品化し、販売などの商行為に利用すること。

六 使用者が提供する物品・サービス及び事業等の品質・安全性及び、信頼性を保証し、または保証を誤認させるような方法で使用する場合。

七 その他厚生労働省が不適当な使用であることを認めた場合。

(使用の中止等)

第4条 本動画の使用に関し、第3条の使用制限に該当すると認められるときは、依存症の理解を深めるための普及啓発事業事務局（以下、事務局）は、その使用を差し止めることができる。

(使用料)

第5条 本動画の使用料については、無料とする。

(本動画に関わる権利)

第6条 本動画は、著作権法その他の法令によって保護されており、事務局が著作権その他の権利又は利用権限を保有している。また動画は、本規程に規定される条件のもとで非専属的に使用を許諾するものであり、事務局は、使用許諾後も引き続き使用許諾権を保持する。

(免責)

第7条 事務局は、本動画の使用及びダウンロードに起因する、いかなるトラブルに関しても、責任を負わない。

(規程の改定)

第8条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第9条 この規程は令和5年6月1日から施行する。